たのしいでんきコース別説明書

プライムシリーズ

（あんしんサポート 365 無償付帯商品）

北海道　東北　東京　中部　北陸

関西　中国　四国　九州

2019 年 10 月 1 日実施

2020 年 2 月 10 日改正

HTB エナジー 株式会社

目 次

目次

1 契約種別 2

2 プライム北海道 4

3 プライム東北 5

4 プライム東京 7

5 プライム中部 9

6 プライム北陸 10

7 プライム関西 12

8 プライム中国 14

9 プライム四国 15

10 プライム九州 17

11 本説明書の変更および廃止 18

たのしいでんきコース別説明書 プライムシリーズは，（以下，「本シリーズ」といいます。）は，当社のたのしいでんき約款（以下，「たのしいでんき約款」といいます。）に基づき，電灯または小型機器をご使用の個人のお客さまへ電気を供給するときの料金，その他の条件を定めたものです。

1. 実施期日と適用条件

実施期日と適用条件 本説明書は，2019 年 10 月 1 日より実施し，お客様により本コースへのお申し込みがなされ， その後当社が承諾し契約に至った場合に適用されます。

あんしんサポート 365 は、プライムシリーズ切替完了日または電気供給開始日が当月 15 日までのお客様は翌月 1 日また当月 15 日以降のお客様は翌々月 1 日よりサービス開始になります。

2.あんしんサポート 365

本シリーズは，あんしんサポート 365 が無償付帯されている商品になります。あんしんサポート 365 は，当社の業務提携先であるジャパンベストレスキューシステム株式会社（以下，「JBR」といいます。）が提供します。あんしんサポート 365 の内容，料金等は，当社 WEB サイトにて掲載しております。

業務提携先
名古屋市中区錦一丁目１０番２０号
ジャパンベストレスキューシステム株式会社

あんしんサポート 365 問い合わせ先
時間…24 時間 365 日
電話… 0120-431-365
MAIL…nagoya-kaiin@jbr.co.jp

3.料金表

本説明書における、電気料金については次の「たのしいでんき料金表」において、定めます。

たのしいでんき料金表

本約款における，電気料金およびその請求等の条件についてはこの料金表において，当社が定めます。

1 契約種別

契約種別は，次のとおりといたします。

<table>
<tr><th>需要区分</th><th colspan="2">契約種別</th></tr>
<tr><td rowspan="9">電灯需要</td><td>プライム北海道</td><td>プライム 50・60</td></tr>
<tr><td>プライム東北</td><td>プライム 50・60</td></tr>
<tr><td>プライム東京</td><td>プライム 50・60</td></tr>
<tr><td>プライム中部</td><td>プライム 50・60</td></tr>
<tr><td>プライム北陸</td><td>プライム 50・60</td></tr>
<tr><td colspan="2">プライム関西</td></tr>
<tr><td colspan="2">プライム中国</td></tr>
<tr><td colspan="2">プライム四国</td></tr>
<tr><td>プライム九州</td><td>プライム 50・60</td></tr>
</table>

2 プライム北海道

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし，次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) プライム 50･60

イ 適用条件

(ｲ) 供給地が，北海道電力管内であること。

(ﾛ) 契約電流が 50 アンペア以上であり，かつ，60 アンペア以下であること。

(ﾊ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，契約電流と契約電力との合計（この場合，10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし，1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，(ｲ) (ﾛ)に該当し，かつ，(ﾊ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

(ｲ) 契約電流は， 50 アンペア，60 アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。

(ﾛ) 当社は，契約電流に応じて，電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料金

料金は，基本料金，電力量料金および「たのしいでんき約款」別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ｲによって算定された平均燃料価格が「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ﾛ(ﾊ)を下回る場合は，「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ﾆによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ｲによって算定さ

れた平均燃料価格が「たのしいでんき約款」別表２（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を上回る場合は，「たのしいでんき約款」別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。

プライム 50	契約電流 50 アンペア	852 円 50 銭
プライム 60	契約電流 60 アンペア	1023 円 00 銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

プライム 50･60	１キロワット時につき	26 円 95 銭

(ﾊ) 最低月額料金

(ｲ)および(ﾛ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その１月の料金は，次の最低月額料金および「たのしいでんき約款」別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

１契約につき	250 円 80 銭

３ プライム東北

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし，次のいずれにも該当するものに適用します。

(2) プライム 50･60

イ 適用条件

(ｲ) 供給地が，東北電力管内であること。

(ﾛ) 契約電流が 50 アンペア以上であり，かつ，60 アンペア以下であること。

(ﾊ) １需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，契約電流と契約電力との合計（この場合，10 アンペアを１キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし，１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，(ｲ) (ﾛ)に該当し，かつ，(ﾊ)の契約電流

と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

(ｲ) 契約電流は， 50 アンペア，60 アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。

(ﾛ) 当社は，契約電流に応じて，電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料金

料金は，基本料金，電力量料金および「たのしいでんき約款」別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を下回る場合は，「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を上回る場合は，「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。

プライム 50	契約電流 50 アンペア	825 円 00 銭
プライム 60	契約電流 60 アンペア	990 円 00 銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

プライム 50･60	1 キロワット時につき	23 円 54 銭

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その 1 月の料金は，次の最低月額料金および「たのしいでんき約款」別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	261 円 80 銭

4 プライム東京

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし，次のいずれにも該当するものに適用します。

(3) プライム 50･60

イ 適用条件

(イ) 供給地が，東京電力管内であること。

(ロ) 契約電流が 50 アンペア以上であり，かつ，60 アンペア以下であること。

(ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，契約電流と契約電力との合計（この場合，10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし，1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，(イ) (ロ)に該当し，かつ，(ハ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は， 50 アンペア，60 アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。

(ﾛ) 当社は，契約電流に応じて，電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料金

料金は，基本料金，電力量料金および「たのしいでんき約款」別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を下回る場合は，「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を上回る場合は，「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。

プライム 50	契約電流 50 アンペア	715 円 00 銭
プライム 60	契約電流 60 アンペア	858 円 00 銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

プライム 50･60	1 キロワット時につき	23 円 54 銭

(ﾊ) 最低月額料金

(ｲ)および(ﾛ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その 1 月の料金は，次の最低月額料金および「たのしいでんき約款」別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	235 円 84 銭

5 プライム中部

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし，次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) プライム 50･60

イ 適用条件

(ｲ) 供給地が，中部電力管内であること。

(ﾛ) 契約電流が 50 アンペア以上であり，かつ，60 アンペア以下であること。

(ﾊ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，契約電流と契約電力との合計（この場合，10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし，1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，(ｲ) (ﾛ)に該当し，かつ，(ﾊ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツまたは 50 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

(ｲ) 契約電流は， 50 アンペア，60 アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。

(ﾛ) 当社は，契約電流に応じて，電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料金

料金は，基本料金，電力量料金および「たのしいでんき約款」別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ｲによって算定された平均燃料価格が「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ﾛ(ﾊ)を下回る場合は，「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ﾆによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ｲによって算定さ

れた平均燃料価格が「たのしいでんき約款」別表２（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を上回る場合は，「たのしいでんき約款」別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。

プライム 50	契約電流 50 アンペア	715 円 00 銭
プライム 60	契約電流 60 アンペア	858 円 00 銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

プライム 50･60	１キロワット時につき	23 円 54 銭

(ﾊ) 最低月額料金

(ｲ)および(ﾛ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その１月の料金は，次の最低月額料金および「たのしいでんき約款」別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

１契約につき	258 円 50 銭

６ プライム北陸

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし，次のいずれにも該当するものに適用します。

(2) プライム 50･60

イ 適用条件

(ｲ) 供給地が，北陸電力管内であること。

(ﾛ) 契約電流が 50 アンペア以上であり，かつ，60 アンペア以下であること。

(ﾊ) １需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，契約電流と契約電力との合計（この場合，10 アンペアを１キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし，１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，(ｲ) (ﾛ)に該当し，かつ，(ﾊ)の契約電流

と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツまたは 50 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

(ｲ) 契約電流は， 50 アンペア，60 アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。

(ﾛ) 当社は，契約電流に応じて，電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料金

料金は，基本料金，電力量料金および「たのしいでんき約款」別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ﾊ)を下回る場合は，「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ﾊ)を上回る場合は，「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。

プライム 50	契約電流 50 アンペア	605 円 00 銭
プライム 60	契約電流 60 アンペア	726 円 00 銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

プライム 50･60	1 キロワット時につき	19 円 91 銭

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その 1 月の料金は，次の最低月額料金および「たのしいでんき約款」別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	181 円 39 銭

7 プライム関西

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし，次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) プライム関西

イ 適用範囲

(イ) 供給地が，関西電力管内であること。

(ロ) 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます）が 6 キロボルトアンペア未満であること。

(ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，最大需要容量と契約電力との合計（この場合，1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします）が 50 キロワット未満であること。

ただし，1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，(イ) (ロ)に該当し，かつ，(ハ)の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が６キロボルトアンペア未満であることの決定は，負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

ニ 料金

料金は，基本料金，電力量料金および「たのしいでんき約款」別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，「たのしいでんき約款」別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が「たのしいでんき約款」別表２（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を下回る場合は，「たのしいでんき約款」別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，「たのしいでんき約款」別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が「たのしいでんき約款」別表２（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を上回る場合は，「たのしいでんき約款」別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。

プライム関西	契約電流６キロボルトアンペア未満	170 円 51 銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

プライム関西	１キロワット時につき	21 円 29 銭

(ﾊ) 最低月額料金

(ｲ)および(ﾛ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その１月の料金は，次の最低月額料金および「たのしいでんき約款」別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

１契約につき	170 円 51 銭

8 プライム中国

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし，次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) プライム中国

イ 適用範囲

(イ) 供給地が，中国電力管内であること。

(ロ) 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が 6 キロボルトアンペア未満であること。

(ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，最大需要容量と契約電力との合計（この場合，1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします）が 50 キロワット未満であること。

ただし，1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，(イ) (ロ)に該当し，かつ，(ハ)の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は，負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

ニ 料金

料金は，基本料金，電力量料金および「たのしいでんき約款」別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を下回る場合は，「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を上回る場合

は，「たのしいでんき約款」別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。

プライム中国	契約電流６キロボルトアンペア未満	168 円 69 銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

プライム中国	１キロワット時につき	23 円 43 銭

(ﾊ) 最低月額料金

(ｲ)および(ﾛ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その１月の料金は，次の最低月額料金および「たのしいでんき約款」別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

１契約につき	168 円 69 銭

９ プライム四国

電灯をご使用のお客さま向けのメニューとし，次のいずれにも該当するものに適用します。

(2) プライム四国

イ 適用範囲

(ｲ) 供給地が，四国電力管内であること。

(ﾛ) 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が６キロボルトアンペア未満であること。

(ﾊ) １需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，最大需要容量と契約電力との合計（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします）が 50 キロワット未満であること。

ただし，１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，(ｲ) (ﾛ)に該当し，かつ，(ﾊ)の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。こ

の場合，当社は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は，負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

ニ 料金

料金は，基本料金，電力量料金および「たのしいでんき約款」別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を下回る場合は，「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を上回る場合は，「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。

プライム四国	契約電流 6 キロボルトアンペア未満	205 円 70 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

プライム四国	1 キロワット時につき	23 円 54 銭

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その 1 月の料金は，次の最低月額料金および「たのしいでんき約款」別表 1

（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	205 円 70 銭

10 プライム九州

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし，次のいずれにも該当するものに適用します。

(3) プライム 50･60

イ 適用条件

(ｲ) 供給地が，九州電力管内であること。

(ﾛ) 契約電流が 50 アンペア以上であり，かつ，60 アンペア以下であること。

(ﾊ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，契約電流と契約電力との合計（この場合，10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし，1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，(ｲ) (ﾛ)に該当し，かつ，(ﾊ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツまたは 50 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

(ｲ) 契約電流は， 50 アンペア，60 アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。

(ﾛ) 当社は，契約電流に応じて，電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料金

料金は，基本料金，電力量料金および「たのしいでんき約款」別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を下回る場合は，「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を上回る場合は，「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。

プライム 50	契約電流 50 アンペア	742 円 50 銭
プライム 60	契約電流 60 アンペア	891 円 00 銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

プライム 50･60	1 キロワット時につき	20 円 57 銭

(ﾊ) 最低月額料金

(ｲ)および(ﾛ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その 1 月の料金は，次の最低月額料金および「たのしいでんき約款」別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	314 円 79 銭

11 本説明書の変更および廃止

(1) 当社は、本説明書を変更する場合には、たのしいでんき約款 2(約款の変更)に準じます。

(2) 当社は、本説明書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。

(3) 本説明書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、たのしいでんき約款 2(約款の変更)に準じます。

(4) 本説明書廃止に伴う、各種賠償等には応じないものとします。